

避難所運営研究会

複合災害時における避難所運営について①

2022年1月23日

新型コロナウイルス感染症への対応概要（八街市）

八街市避難所開設・運営マニュアル【新型コロナウイルス感染症への対応編】概要（川上小学校）より

【ポイント】

- ① 避難所入口(校門・校庭)に、それぞれ案内所に手指消毒・検温所を設置し、避難者フロー（震災用・風水害用）に基づき体調不良者等の完全分離を行う。《水際対策》
【※案内所勤務員の服装：防護服・ゴーグル等】
- ② 2m間隔の確保やパーテーションの設置、定期的な換気により「3密」（密閉）(密集)を回避する。特にクラスター発生を重視する。
- ③ 避難所に保健師を配置し保健衛生指導と啓発教育を行い感染防止を徹底する。とともに、毎日の検温、マスク着用、手洗い、及び手指消毒を徹底する。《「感染予防対応確認表」により把握》
- ④ 体調不良者発生時は、災害対策本部（印旛保健所及び医療機関）と連携した適切な対応を行い感染拡大を防止する。
- ⑤ 住民への事前広報・周知が不可欠であり、あらゆる機会と手段により《避難行動における住民の協力について》周知する。

新型コロナウイルス感染症への対応概要（八街市）

八街市避難所開設・運営マニュアル【新型コロナウイルス感染症への対応編】概要（川上小学校）より

【市の事前対策】（抜粋）

- 1 住民への事前広報・周知
・分散避難
・避難するときの健康状態（体温・体調等）の確認
・非常持出品に感染防止対策品を！
・避難所での感染防止対策にご協力を！：入場する際の手指消毒・検温、避難者フローの実施等
- 2 市備蓄品の準備
- 3 避難所不足への対応
 - (1) 教室及び車両避難者用の校庭（グラウンド）等の活用
 - (2) 八街高校、黎明高校の活用（災害協定に基づく）
 - (3) 宿泊施設の小谷流の里ドギー・アイランドと災害協定の締結推進
 - (4) 県へ広域避難要請（県内・県外）

新型コロナウイルス感染症への対応概要（八街市）

八街市避難所開設・運営マニュアル【新型コロナウイルス感染症への対応編】概要（川上小学校）より

【避難者収容の前提と考え方①】（抜粋）

- 1 避難者スペース（居住スペースと一人ひとりの間隔）
 - (1) 1人の居住スペース：2㎡/一人とする。（従来は3㎡/一人）
 - (2) 一人ひとりの間隔は2m
※ 避難者スペース：1.2㎡/一人（基準）となる。
【収容可能数は、従来の1/4に減少】
- 2 水際対策として、徒歩・車両入口付近に案内所を設置
 - (1) 入口付近に手指消毒・検温所と案内所を設置し「避難者フロー」に基づき避難者区分を行い、体調不良者(世帯)は、避難所内に入れない。
 - (2) 避難所内での体調不良者が発生した場合の体調不良者スペースを事前に指定
 - (3) 案内所には、市の避難所直行職員・保健師が立ち会う。

八街市：大震災時の避難者・収容状況



新型コロナウイルス感染症への対応概要（八街市）

八街市避難所開設・運営マニュアル【新型コロナウイルス感染症への対応編】概要（川上小学校）より

【避難者収容の前提と考え方②】（抜粋）

- 【体育館・大会議室等】
- (1) ステージは運営本部(会議)
 - (2) 受付・情報共有場所・物資作業・給湯コーナーのスペースと通路用として「3m～4m」のスペースを確保する。
- 【校庭（グラウンド）・駐車場等】
- (1) 車両・テント居住スペース+案内所・仮設トイレ・駐車場・ベット飼育場などを設置
 - (2) 1台の車両・テントスペースは5m×5m、車両通路として2.5m確保する。
※ 1台・テントの居住スペース：56.25㎡（7.5m×7.5m）
※ 1台・テントの収容人数：1台・テント×1世帯約2.4人(1世帯平均値) = 2.4人

新型コロナウイルス感染症への対応概要（八街市）

八街市避難所開設・運営マニュアル【新型コロナウイルス感染症への対応編】概要（川上小学校）より

【避難者収容の前提と考え方③】（抜粋）

【教室・会議室・和室等】

- (1) 2～3世帯/1教室（基準）とする。 ※2.4人/1世帯(1世帯平均値)
- (2) 世帯毎に通路（2m間隔の確保を基準）を設置する。
- (3) 和室等は、広さによるが1世帯/1室（基準）とする。

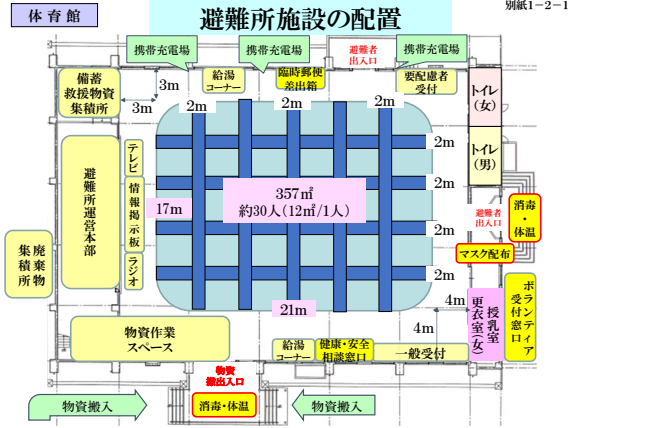
避難所施設の配置

別紙1-1



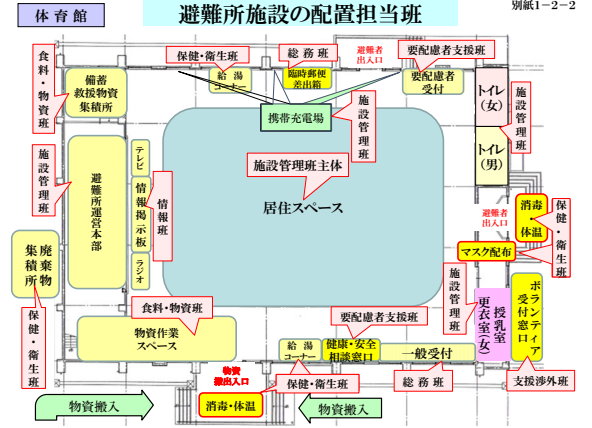
避難所施設の配置

別紙1-2-1



避難所施設の配置担当班

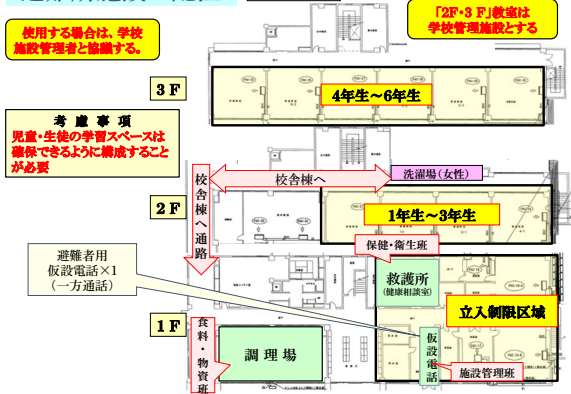
別紙1-2-2



避難所施設の配置

管理教室棟

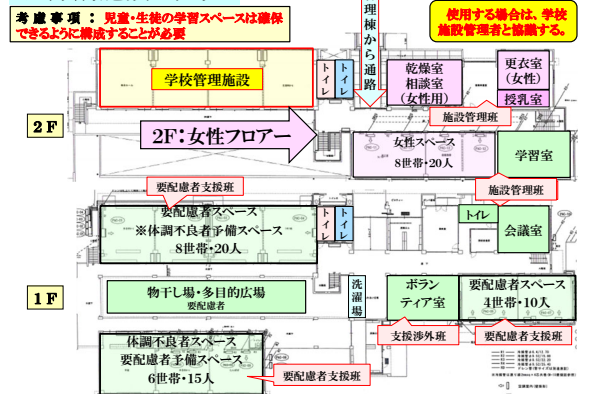
別紙1-3-1



避難所施設の配置

校舎棟

別紙1-3-2



コロナ禍における避難所運営の特徴や課題

- 感染症対策用物資が必要
- 総合受付+発熱者と健常者の動線、居住区、トイレなどを分けるゾーニング→設営、オペレーションが複雑
- 運営側が避難所に行くことにより感染する恐れがある
- 発熱者のケアは限られた者が行う→要員不足につながる？
- 一人当たりの居住スペースが3m³から12m³へ→避難所のキャパシティ不足→分散避難の呼びかけ徹底が必要
- コロナ渦での感染拡大期に避難所運営は、誰がやる？・誰ができる？特に、案内所の勤務員は？地域の自主防災組織？ボランティア？【地域の方に感染リスク大、行政としてお願いできるか？】
【行政の責務と責任に困惑、に】

震災に対する考え！

大地震が発生した際、自らの生命と家族の安全が確認され、自宅等が倒壊せず、火災で全半焼しない限り、避難所へ行く必要はない。

自宅で生活が可能の場合は
「自宅で生活することが原則」

特に、コロナ渦の現況で、大地震発生時に
「避難しないための備え」と
「感染予防の備え」が重要！
「地震発生⇒避難所」が、未だ常識化

「大地震」で避難しないための対策

建物の耐震化、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止など、「家庭内の安全対策」を講じる。

家庭や事業所では、3日～1週間分の水や食料と感染防止品等を備蓄して、「避難しなくても良い環境」を事前に、整備しておくことが重要！！

土砂・洪水・津波は違う！

「風水害・津波」

住居が土砂災害危険箇所・河川氾濫地域・津波浸水地域なのか、事前に確認し、避難指示が発令された場合は、「速やかに立ち退き避難！」

まとめ

私達は、地域での防災上の地位と役割に応じて「防災の基本的考え」と「地域の災害リスク」を正しく理解し、最新の防災知識を学び、更なる、地域防災力の向上を目指して活動！

家族・地域と共に、**生き残れる！**
被災しない！被災者にならない！

ための備えと行動の**普及・確認・継続**を！